

特定事業者の基準

1 特定事業者1号

以下の（１）～（４）のいずれも満たすものであること。

- （１）貨物利用運送事業法（平成元年法律第８２号）第３条第１項に規定する第一種貨物利用運送事業の登録（航空運送事業者の行う国際貨物運送に係るものに限る。）または同法第２０条に規定する第二種貨物利用運送事業の許可（航空運送事業者の行う国際貨物運送に係るものに限る。）を受けている事業者（以下「貨物利用運送事業者」という。）であること。
- （２）主として成田国際空港を搬出先とする貨物または成田国際空港から搬出される貨物を取り扱う業務（以下「成田国際空港に係る貨物取扱業務」という。）に特定技能外国人を従事させようとする施設（以下「特定技能外国人を従事させようとする施設」という。）が、千葉県内に所在し、関税法（昭和２９年法律第６１号）第４２条第１項に規定する保税蔵置場の許可（同法第５０条第２項の規定により許可を受けたものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けている施設であることまたは同法第６２条の８第１項に規定する総合保税地域の許可を受けている施設（同項第１号に掲げる行為を行う施設に限る。以下同じ。）であること。
- （３）直近の一週間以上の期間に、特定技能外国人を従事させようとする施設から空港へ搬出された貨物量のうち、成田国際空港を搬出先とする貨物量の割合が８割を超えていること。
- （４）関税法第４２条第１項の許可を受けている場合にあっては、同法第５０条第１項の承認を受けていること。

2 特定事業者2号

以下の（１）～（４）のいずれも満たすものであること。

- （１）特定技能外国人を従事させようとする施設が、千葉県内に所在し、関税法第４２条第１項に規定する保税蔵置場の許可を受けている施設であることまたは同法第６２条の８第１項に規定する総合保税地域の許可を受けている施設であること。
- （２）直近の一週間以上の期間に、特定技能外国人を従事させようとする施設から空港へ搬出された貨物量のうち、成田国際空港を搬出先とする貨物量の割合が８割を超えていること。
- （３）関税法第４２条第１項の許可を受けている場合にあっては、同法第５０条第１項の承認を受けていること。
- （４）成田国際空港に係る貨物取扱業務について、貨物利用運送事業者から委託を受けていること。

3 特定事業者3号

以下の（１）～（２）のいずれも満たすものであること。

- （１）成田国際空港に係る貨物取扱業務について、特定事業者１号の基準を満たす者から委託を受けていること。
- （２）特定技能外国人を従事させようとする施設が、特定事業者１号の基準を満たす者の特定技能外国人を従事させようとする施設であること。